

(参考様式2)

事前点検シート

| | | | |
|--------------|--------------------|-----------|--------------------|
| 計画主体名 | 山梨県・北州市 | | |
| 計画期間 実施期間 | H21～H23 H21～H23 | 総事業費(交付金) | 50,000千円(27,500千円) |

1 計画全体について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|---|-------|---|
| 目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか | ○ | 農業用排水施設(農業用道路・暗渠排水)等の整備・保全により生産・営農条件が整備されることで農地が保全され、省力化による農業所得の向上により、農家の減少を抑制し定住化を図ることとしており、法律及び基本方針と適合している。 |
| 市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか | ○ | 北州市総合計画・建設計画及び土地改良事業計画に位置づけられている。 |
| 活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか | ○ | 地区要望を基に計画したため事業区域受益者同意率合意は、100%(75/75)得られている。 |
| 事業の推進体制は確立されているか | ○ | 市を中心にして、長坂町上下条地区の区長及び水利組合長を核に事業を行う予定である。 |
| 目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか | ○ | 農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保される農地の面積を13.6haにし、離農者の抑制や定住の促進を目指すことにより、法第5条第2項第3号イで整合性が確保されている |
| 計画期間・実施期間は適切か | ○ | 計画期間・実施期間は、目標達成の見込及び事業量・事業費から判断して3年間で適切である。 |
| 交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か | ○ | $50,000,000円 * 55\% = 27,500,000円$ (交付限度額) $\leq 27,500,000円$ (交付金要望額) |

2 個別事業について

| 項目 | チェック欄 | 判断根拠 |
|--|-------|--|
| 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか | — | 自力又は他の助成からの切り替えでない新規事業である。 |
| 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか | — | 他の事業との合体や古材等を利用して整備を行うものではない。 |
| 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか | ○ | 経済効果算定資料(Ⅱ、(1))で暗渠排水は23年、農道は40年であり5年以上である。 |
| 事業による効果の発現は確実に見込まれるか | | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | 費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか) | ○ | 平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知(平成19年3月28日付け18企第1596号農林水産省農村振興局通知)に基づき土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針より算定されている。 |
| | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか | ○ | 経済効果算定資料(1)総費用便益及び所得償還率の総括の総費用総便益比は1.48であり、1.0以上である。 |
| | 事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか | ○ | 事業内容は、実施要綱第3第1項(1)交付対象事業の(1)にある別表において(1)生産基盤及び施設の整備の事業名欄にある基盤整備に該当している。事業実施主体は、同表の事業実施主体欄にある市町村に該当する。 |
| | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか | ○ | 受益者は75人と多数であり、市が事業実施主体となって実施するものであるため、個人に対する交付ではない。また、完成後は市有財産として管理するので目的外使用の恐れはない。 |
| | 施設等の利活用の見直し等は適正か | | |
| | 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか | — | 該当なし |
| | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか | — | 該当なし |
| | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか | — | 該当なし |
| | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか | — | 該当なし |
| | 事業費積算等は適正か | | |
| | 過大な積算としていないか | ○ | 農林水産省農村振興局監修の土地改良事業計画設計基準等により設計・積算したものであり、適切な事業費となっている。 |
| | 建設・整備コストの低減に努めているか | ○ | 他事業により発生した資材を再利用するなど、コスト削減を図っている。 |
| | 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) | ○ | 附帯施設は交付対象として適切なものだけとしている。 |
| | 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか) | ○ | 備品は交付対象としていない。 |
| | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か | ○ | 現地調査し施設整備の利便性等を確認・検討を行い適切と認められる。 |
| | 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか | ○ | 現在の市所有の既存の敷地内の施設を改修するため、用地は確保されている。 |
| | 事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか | ○ | 市負担の財源確保について、市財政課と調整済み。(合併特例債:充当率95%・交付率70%・15年償還)また、地元負担金徴集についても、地元同意済み。 |
| | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか | | |
| | 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) | ○ | 市が定める管理規定に基づき、長坂町上下条地区の行政区長・班長を中心に事業受益者にて管理する予定である。 |
| | 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか | ○ | 収支を伴う施設ではない。 |
| | 他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか | ○ | 他の事業との合体施工等を行うものではない。 |

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。